

学校法人京都成安学園行動計画

【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

1 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 令和6年度の実施を目標として「ライフサポート休暇」制度を創設する。

【目標達成のための方策】

就業規則にある特別休暇の改変を行い、女性職員を対象として、①生理日の就労が著しく困難なとき ②不妊治療若しくはそれに関連する検査で通院が必要なときに「ライフサポート休暇」を取得できる制度を整備する。

目標2 計画期間中の継続課題として、年次有給休暇取得率の向上を図る。

【目標達成のための方策】

計画期間中をとおして、夏期特別休暇及び年末年始休暇期間の前後を中心として設定している「年次有給休暇取得奨励日」を引き続き設定する。

目標3 テレワークなど、勤務場所にとらわれない多様な働き方の推進を図る。令和6年度までに制度を整える。

【目標達成のための方策】

就業規則をはじめとする規程により、諸制度を整備する。あわせて、時間外勤務の削減も含めた働き方の改善を進める。

【学校法人京都成安学園 令和5年3月3日策定】